

玉野市

Tamano City

# おくやみ ハンドブック

## 【おくやみ手続きナビ利用案内】

ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」もご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/33204>



## ご遺族の方へ

ご家族のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

玉野市では、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進められるようハンドブックにまとめています。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

## 事前準備について

玉野市で各種手続きをする今後の流れになります。

以下をご確認いただき、来庁される前に事前準備をしてください。

### STEP 1 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

### STEP 2 持ち物の確認

各種手続きページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

### STEP 3 ご来庁ください

必要なものをご持参の上、玉野市役所へお越しください。



## 本人確認書類について

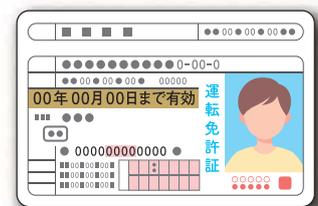
### □ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、  
パスポート、（住所が記載されているものに限る）  
マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

### □ 2点で本人確認できる書類

健康保険の保険証・資格確認書、介護保険の被保険者証  
医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## 身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	届出・手続	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (40 ページ参照)</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人調査</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(43 ページ参照)</li> </ul>
4か月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (44 ページ参照)</li> </ul>
10か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (43 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告 (44 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

玉野市での必要な手続きは、窓口・問い合わせ先と併せて6ページから掲載していますので、そちらもご確認ください。

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項を確認いただき、詳細ページをご参照ください)

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.6
	<input type="checkbox"/>	世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.7
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子を持つ配偶者または子がいる	P.8
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	年金に加入または受給していた	P.9-10
	<input type="checkbox"/>	夫であり結婚してから10年以上たっている	P.10
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者であった	P.11
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者の属する世帯の世帯主であった	
	<input type="checkbox"/>	健康保険被保険者であった	P.12
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者であった	
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証を持っていた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証等を持っていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	介護保険料を支払っていた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	配偶者が亡くなったことにより、ひとり親家庭になる方	P.15
	<input type="checkbox"/>	保育園等に入園している、または世帯に保育園等の在園児がいる	P.16
	<input type="checkbox"/>	子どもが放課後児童クラブに入所している	
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	こども医療費受給資格者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	児童福祉年金を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	保護者と死別した子どもを養育することになった	P.22
福祉 (障害)	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者医療費受給資格証を持っていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当を受給していた	P.27

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項を確認いただき、詳細ページをご参照ください)

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (障害)	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援事業を利用していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	ほっとパーキングおかやま駐車場利用証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	在宅重度心身障害者介護手当を受給していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	人工透析治療者通院費を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	原付バイクや農耕車等を持っていた	P.30
	<input type="checkbox"/>	自分名義の口座から税金を振替していた	
	<input type="checkbox"/>	土地・建物を所有している	P.31-32
	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた	P.33
その他	<input type="checkbox"/>	水道を使用していた	P.34
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	
	<input type="checkbox"/>	本人または親族が玉野市霊園(墓地)を使用している	
	<input type="checkbox"/>	玉野市立図書館の利用者カードを持っていた	P.35
	<input type="checkbox"/>	農地を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	P.36
	<input type="checkbox"/>	森林の土地を持っていた	

## 1. 住民登録に関する手続き



### マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

#### 手続き 住民基本台帳カードの返却

手続き詳細	期 限
<p>【マイナンバーカード・個人番号通知カード】</p> <p>亡くなった方に関する相続や納税・死亡保険金の支払いなどで個人番号（マイナンバー）の提示を求められる場合がありますので、しばらくの間保管し、必要がなくなったらご自分で破棄してください。</p> <p>【住民基本台帳カード】</p> <p>カードの返却をお願いします。</p>	<p>なし</p>
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0863-32-5521



### 世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

#### 手続き 世帯主変更の届出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなった方と同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合、届出が必要です。</p>	<p>亡くなった日から14日以内</p>
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（申請者のもの）	市民課 ☎ 0863-32-5521

# 1. 住民登録に関する手続き

チェックリスト



## 印鑑登録をしていた

各種手続き

### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日で失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却またはご自分で破棄してください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0863-32-5521

市役所以外の主な手続き

MEMO

相続について

委任状

## 2. 年金に関する手続き



### 国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子を持つ配偶者または子がいる

#### 手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなった方が、国民年金に加入していた場合、その方によって生計維持されていた子どもを持つ配偶者や、子どものうち、所定の支給条件を満たす方が遺族基礎年金を受け取れます。	亡くなった日から5年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のものも含む） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金証書（ご遺族のものも含む）	保険年金課 ☎ 0863-32-5528



### 国民年金に加入または受給していた

#### 手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなった方が死亡日の前日までに国民年金第1号被保険者の保険料納付済期間が3年以上ある場合、遺族が受け取れます。なお、亡くなった方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取っていた場合、または遺族基礎年金を受けることができる方がいる場合、請求できません。	亡くなった日から2年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金証書（ご遺族のものも含む）	保険年金課 ☎ 0863-32-5528

## 2. 年金に関する手続き

### 厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた

#### 手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなった方が、厚生年金に加入していた場合、一定の支給要件を満たすと、その方によって生計維持されていたご遺族が遺族厚生年金を受け取れます。	亡くなった日から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
年金事務所へご確認ください（保険年金課でも必要な持ち物の案内はできます）	岡山西年金事務所 ☎ 086-214-2163

### 年金に加入または受給していた

#### 手続き① 年金の受給権者死亡届の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が年金を受給していた場合、届出が必要です。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、提出を省略できます。	亡くなった日から7日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 年金証書	保険年金課 ☎ 0863-32-5528

## 年金に加入または受給していた

### 手続き② 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなった方が年金を受給していた場合、その方と生計を同じくしていたご遺族が未支給年金を受け取れます。障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金以外を受給していた方は、年金事務所等での手続きとなります。	亡くなった日から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本	保険年金課 <b>☎ 0863-32-5528</b> 岡山西年金事務所 <b>☎ 086-214-2163</b>

## 夫であり結婚してから10年以上たっている

### 手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなった夫が、10年以上の期間にわたり国民年金第1号被保険者であった場合、10年以上継続して婚姻関係にあり生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、寡婦年金を受けられます。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合、請求できません。また、妻が繰上げ受給の老齢基礎年金を受け取っている場合、請求できません。	亡くなった日から5年以内
	手続き可能な人
	継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金証書（ご遺族のものも含む）	保険年金課 <b>☎ 0863-32-5528</b>

### 3. 保険に関する手続き

#### 国民健康保険被保険者であった

##### 手続き① 国民健康保険葬祭費の請求

手続き詳細	期 限
亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合、葬祭執行者に葬祭費が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者 (一般的には喪主)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 「マイナ保険証」「資格確認書」「有効期間内の保険証」のうち所有のもの	保険年金課 ☎ 0863-32-5528

##### 手続き② 国民健康保険の資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合、届出が必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 「マイナ保険証」「資格確認書」「有効期間内の保険証」のうち所有のもの	保険年金課 ☎ 0863-32-5528

#### 国民健康保険被保険者の属する世帯の世帯主であった

##### 手続き 国民健康保険の世帯主変更の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、届出が必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 「マイナ保険証」「資格確認書」「有効期間内の保険証」のうち所有のもの (世帯全員分)	保険年金課 ☎ 0863-32-5528

## 健康保険被保険者であった

### 手続き 健康保険の埋葬料の請求

手続き詳細	期 限
亡くなった方が健康保険に加入していた場合、ご家族に埋葬料が支給される制度があります。	加入していた健康保険組合等にご確認ください。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
加入していた健康保険組合等にご確認ください。	

## 後期高齢者医療被保険者であった

### 手続き 後期高齢者医療葬祭費の請求

手続き詳細	期 限
亡くなった方が後期高齢者医療に加入していた場合、葬祭執行者に葬祭費が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者 (一般的には喪主)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 「マイナ保険証」「資格確認書」「有効期間内の保険証」のうち所有のもの	問い合わせ先 保険年金課 ☎ 0863-32-5528

### 3. 保険に関する手続き

#### 限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた

##### 手続き 限度額適用認定証等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を持っていた場合、返却してください。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証または限度額適用 / 標準負担額減額認定証	保険年金課 ☎ 0863-32-5528

#### 特定疾病療養受療証を持っていた

##### 手続き 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、特定疾病療養受療証を持っていた場合、返却してください。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	保険年金課 ☎ 0863-32-5528

## 介護保険被保険者証等を持っていた

### 手続き 介護保険被保険者証等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が介護保険被保険者証等を持っていた場合、返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	長寿介護課 ☎ 0863-32-5534

## 介護保険料を支払っていた

### 手続き 介護保険の資格喪失の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が介護保険に加入していて65歳以上の場合、届出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（窓口にお越しの方のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（相続人代表者のもの）	長寿介護課 ☎ 0863-32-5537

## 4. 子どもに関する手続き



### 配偶者が亡くなったことにより、ひとり親家庭になる方

#### 手続き① 児童扶養手当の申請

手続き詳細	期 限
<p>配偶者が亡くなったことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（障害児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請できます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。申請する方が子どもの父母でない場合、事前にお問い合わせください。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>子どもを養育する方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類（申請者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（申請者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 年金手帳（申請者のもの）</p>	<p>こどもみらい課</p> <p>☎ 0863-32-5554</p>

#### 手続き② ひとり親家庭等医療費給付の申請

手続き詳細	期 限
<p>配偶者が亡くなったことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（障害児は20歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費給付を申請できます。ただし、所得制限があります。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>子どもを養育する方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類（申請者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請者、対象児童、申請者と同一世帯または同一医療保険に加入している方のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本（児童扶養手当を申請する方は不要）</p> <p><input type="checkbox"/> 「マイナ保険証」「資格確認書」「有効期間内の保険証」のうち所有のもの（申請者、対象児童、申請者と同一世帯または同一医療保険に加入している方のもの）</p>	<p>こどもみらい課</p> <p>☎ 0863-32-5554</p>

## 保育園等に入園している、または世帯に保育園等の在園児がいる

### 手続き 保育園・認定こども園・幼稚園への届出

手続き詳細	期 限
保育園等に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要です。入園中の子どもが亡くなった場合、退園届が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）	就学前教育課 ☎ 0863-32-5573

## 子どもが放課後児童クラブに入所している

### 手続き 放課後児童クラブへの届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方の世帯に放課後児童クラブに入所している子どもがいる場合、放課後児童クラブに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）	こどもみらい課 ☎ 0863-32-5554

## 4. 子どもに関する手続き



### 児童手当を受給していた

#### 【受給者が亡くなった場合】

##### 手続き① 児童手当の受給者変更の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が児童手当を受給していた場合、受給者変更や未払いの手当の請求手続きが必要です。	亡くなった日の翌日から15日以内
	手続き可能な人
	子どもを養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（申請者のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請者のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（申請者と対象の子どものもの） <input type="checkbox"/> 「マイナ保険証」「資格確認書」「有効期間内の保険証」のうち所有のもの（申請者のもの）	こどもみらい課 ☎ 0863-32-5554

#### 【対象の子どもが亡くなった場合】

##### 手続き② 児童手当の受給事由消滅の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が児童手当対象の子どもの場合、届出が必要です。ただし、亡くなった子どものほかに児童手当の対象の子どもがいる場合、額改定届（減額）が必要です。	亡くなった日の翌日から15日以内
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（受給者のもの）	こどもみらい課 ☎ 0863-32-5554

## 児童扶養手当を受給していた

### 【受給者が亡くなった場合】

#### 手続き① 児童扶養手当の資格喪失等の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が児童扶養手当を受給していた場合、手当は死亡月まで支給されます。未払いの手当がある場合、対象の子どもに支給されます。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（対象の子どものもの） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	こどもみらい課 <b>☎ 0863-32-5554</b>

### 【児童扶養手当の対象の子どもが亡くなった場合】

#### 手続き② 児童扶養手当の受給事由消滅の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が児童扶養手当を受給していた場合、届出が必要です。ただし、亡くなった子どものほかに児童扶養手当対象の子どもがいる場合、額改定届（減額）が必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（受給者のもの）	こどもみらい課 <b>☎ 0863-32-5554</b>

## 4. 子どもに関する手続き

### 特別児童扶養手当を受給していた

#### 【受給者が亡くなった場合】

#### 手続き① 特別児童扶養手当の受給者変更等の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた場合、受給者変更や未払いの手当の請求手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	子どもを養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（申請者のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請者、対象の子どものもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（申請者、対象の子どものもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本	こどもみらい課 ☎ 0863-32-5554

#### 【対象の子どもが亡くなった場合】

#### 手続き② 特別児童扶養手当の資格喪失等の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が特別児童扶養手当対象の子どもの場合、死亡月で受給資格が喪失されます。亡くなった子どもの他に特別児童扶養手当対象の子どもがいる場合、額改定の届出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（受給者のもの）	こどもみらい課 ☎ 0863-32-5554



## ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されていた

### 手続き ひとり親家庭等医療費等助成の資格消滅の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方がひとり親家庭等医療費受給資格証を交付されていた場合、届出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格証	こどもみらい課 ☎ 0863-32-5554



## こども医療費受給資格者証を交付されていた

### 手続き こども医療費受給資格者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方がこども医療費受給資格者証を交付されていた場合、死亡日で失効されますので、返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（保護者のもの） <input type="checkbox"/> こども医療費受給資格者証	こどもみらい課 ☎ 0863-32-5554

## 4. 子どもに関する手続き

### 児童福祉年金を受給していた

#### 【受給者が亡くなった場合】

#### 手続き① 児童福祉年金の受給者変更の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が児童福祉年金を受給していた場合、届出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	子どもを養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（申請者のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（申請者のもの）	こどもみらい課 ☎ 0863-32-5554

#### 【対象の子どもが亡くなった場合】

#### 手続き② 児童福祉年金の消滅の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が児童福祉年金対象の子どもの場合、年金は死亡月まで支給されます。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（受給者のもの）	こどもみらい課 ☎ 0863-32-5554



## 保護者と死別した子どもを養育することになった

### 手続き 遺児激励金の申請

手続き詳細	期 限
保護者と死別した小中学校在学中の子どもを養育することになった方が、生活保護世帯または生活保護世帯に準ずる生活状況の場合、遺児激励金の申請ができます。	なし
	手続き可能な人 <b>子どもを養育する方</b>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（申請者のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（申請者のもの）	<b>こどもみらい課</b> <b>☎ 0863-32-5554</b>

MEMO

## 5. 福祉（障害）に関する手続き

### 障害者扶養共済制度に加入していた

#### 手続き 障害者扶養共済制度の年金支給請求等の届出

#### 【掛金を支払っていた方が亡くなった場合】

手続き詳細	期 限
亡くなった方が保護者として障害者扶養共済制度に加入し、掛金を払っていた場合、障害のある方が終身一定額の年金を受け取るための請求が必要です。	亡くなった日から3年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡証明書（医師が証明した原本）または、市民課に提出した死亡診断書のコピーに医師が原本証明したもの。 <input type="checkbox"/> 住民票（加入者及び障害のある方のもの）	福祉政策課 ☎0863-32-5556

#### 【年金を受給予定していた方が亡くなった場合】

手続き詳細	期 限
障害者扶養共済制度に1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	亡くなった日から3年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 住民票（加入者のもの） <input type="checkbox"/> 障害のある方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 障害者扶養共済制度年金証書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	福祉政策課 ☎0863-32-5556

#### 【年金を受給していた方が亡くなった場合】

手続き詳細	期 限
亡くなった方が年金を受給していた場合、死亡月で受給資格が喪失されます。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 住民票（障害のある方のもの） <input type="checkbox"/> 年金証書	福祉政策課 ☎0863-32-5556



## 5. 福祉（障害）に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

### 特別障害者手当を受給していた

#### 手続き 特別障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が特別障害者手当を受給していた場合、届出が必要です。未払いの手当がある場合、本人と生計が同じだった配偶者または扶養義務者が受け取れます。	亡くなった日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（本人と生計が同じだった配偶者または扶養義務者のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	福祉政策課 ☎ 0863-32-5556

### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続き 障害児福祉手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が障害児福祉手当を受給していた場合、届出が必要です。未払いの手当がある場合、本人と生計が同じだった配偶者または扶養義務者が受け取れます。	亡くなった日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（本人と生計が同じだった配偶者または扶養義務者のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	福祉政策課 ☎ 0863-32-5556



## 心身障害者医療費受給資格証を持っていた

### 手続き 心身障害者医療費受給資格証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日で受給資格が喪失されます。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 心身障害者医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（本人と生計が同じだった配偶者または扶養義務者のもの）	ご遺族
	問い合わせ先 福祉政策課 ☎ 0863-32-5556



## 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

### 手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が自立支援医療受給者証を持っていた場合、返却してください。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	ご遺族、支援者の方等
	問い合わせ先 福祉政策課 ☎ 0863-32-5556

## 5. 福祉（障害）に関する手続き



### 経過的福祉手当を受給していた

#### 手続き 経過的福祉手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が経過的福祉手当を受給していた場合、届出が必要です。未払いの手当がある場合、本人と生計が同じだった配偶者または扶養義務者が受け取れます。	亡くなった日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（本人と生計が同じだった配偶者または扶養義務者のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	福祉政策課 ☎ 0863-32-5556



### 障害福祉サービスを利用していた

#### 手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が障害福祉サービス受給者証を持っていた場合、返却してください。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	ご遺族、支援者の方等
	問い合わせ先
	福祉政策課 ☎ 0863-32-5556

## 地域生活支援事業を利用していた

### 手続き 地域生活支援事業利用者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が地域生活支援事業利用者証を持っていた場合、返却してください。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業利用者証	ご遺族、支援者の方等
	問い合わせ先
	福祉政策課 ☎ 0863-32-5556

## ほっとパーキングおかやま駐車場利用証を持っていた

### 手続き ほっとパーキングおかやま駐車場利用証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方がほっとパーキングおかやま駐車場利用証を持っていた場合、返却してください。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ほっとパーキングおかやま駐車場利用証	ご遺族、支援者の方等
	問い合わせ先
	福祉政策課 ☎ 0863-32-5556

## 5. 福祉（障害）に関する手続き



### 在宅重度心身障害者介護手当を受給していた

#### 手続き 在宅重度心身障害者介護手当の介護手当死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が在宅重度心身障害者介護手当を受給していた場合、届出が必要です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
	介護者
	問い合わせ先
	福祉政策課 ☎ 0863-32-5556



### 人工透析治療者通院費を受給していた

#### 手続き 人工透析治療者通院費死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が、人工透析治療者通院費を受給していた場合、届出が必要です。未払いの手当がある場合、ご遺族が受け取れます。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	福祉政策課 ☎ 0863-32-5556

## 6. 税金に関する手続き

### 原付バイクや農耕車等を持っていた

#### 手続き 原付バイクや農耕車等の名義変更または廃車手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方が原付バイクや農耕車等を所有していた場合、新所有者への名義変更または廃車手続きが必要です。	所有者になってから15日以内 所有者でなくなってから30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（届出者のもの） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート	相続人または新所有者、その代理人
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0863-32-5510

### 自分名義の口座から税金を振替していた

#### 手続き 納税方法の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方が税金の振替口座の名義人だった場合、納税方法の変更または振替口座の変更手続きが必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> （口座振替をやめるとき）なし <input type="checkbox"/> （振替口座を変更するとき）通帳、届出印	ご遺族 納税義務者
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0863-32-5510

## 6. 税金に関する手続き

### 土地・建物を所有している

#### 手続き① 不動産の所有権移転登記申請の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が土地・建物を所有しており、相続により不動産の所有者名義等を変更する場合、法務局で不動産の登記手続きが必要です。相続の内容によって提出書類や手続きが異なります。	相続の発生から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
法務局へご確認ください。	相続人等
	問い合わせ先
	岡山地方法務局 岡山西出張所 ☎ 086-244-7111

#### 手続き② 固定資産現所有者申告書（相続人代表者指定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が土地・建物を所有している場合、相続人のうち1名を代表として選び、届出が必要です。ここで設定された相続人代表者は、相続登記や名義変更が完了するまで有効です。	おおむね3か月以内
※相当の期間内に「固定資産現所有者申告書（相続人代表者指定届）」が提出されない場合、地方税法に基づき、市が相続人代表者を指定することがあります。	
※相続人が相続放棄された場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要です。相続放棄をされた方が複数人いる場合、すべての方の提出が必要です。税務課へご連絡ください。	
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（相続人代表者のもの）	相続人代表者となる方
<input type="checkbox"/> 固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0863-32-5510

### 手続き③ 未登記家屋の所有権移転申請の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が所有している建物が未登記の場合、法務局に所有権の登記がされていないので、所有権移転の手続きが必要です。相続等の名義変更時に届出をしてください。	現所有者の決定後 すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（相続人、現所有者のもの） <input type="checkbox"/> 未登記家屋の所有者変更届	相続人 現所有者
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0863-32-5510

### 手続き④ 固定資産の共有代表者の変更の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合、届出が必要です。	新たな代表者の決定後 すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（相続人、新たに代表となる共有者のもの） <input type="checkbox"/> 共有代表者変更届	相続人 新たに代表となる共有者
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0863-32-5510

## 6. 税金に関する手続き



### 市民税・県民税・森林環境税が課税されていた

#### 手続き 市民税・県民税・森林環境税相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなった方が市民税・県民税・森林環境税が課税されていた場合、亡くなった方の納税通知書や還付に関する書類は、相続人代表者に送付します。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人代表者になるかを決めて「市民税・県民税・森林環境税相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、提出してください。</p> <p>※おおむね3か月以内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、地方税法に基づき、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をした場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等を税務課へ提出することで、納税義務は承継されなくなります。なお、相続放棄をされた方が複数人いる場合、すべての方の提出が必要です。税務課へご連絡ください。</p>	<p>おおむね3か月以内</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 市民税・県民税・森林環境税相続人代表者指定届</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p> <p>問い合わせ先</p> <p>税務課</p> <p>☎ 0863-32-5510</p>

MEMO

## 7. その他

### 水道を使用していた

#### 手続き 水道利用者等の変更の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が水道契約していた場合、使用者、所有者の変更の手続きが必要です（使用者のみの変更は、電話受付可能）。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（口座振替を希望される方のもの） <input type="checkbox"/> 銀行印（口座振替を希望される方のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	水道課 （水道庁舎 2 階） ☎ 0863-33-9666

### 犬を飼っていた

#### 手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が犬を飼っていた場合、市で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更の届出が必要です。	飼い主が死亡して30日以内
必要なもの	手続き可能な人
なし	新しい飼い主
	問い合わせ先
	環境保全課 ☎ 0863-32-5520

### 本人または親族が玉野市霊園（墓地）を使用している

#### 手続き 霊園使用承継許可申請書、埋蔵届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が玉野市霊園（墓地）を使用していた場合、使用承継の手続きが必要です。 また、納骨する場合、埋蔵届の手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 霊園使用許可証 <input type="checkbox"/> 火葬許可証 <input type="checkbox"/> 亡くなった方と新使用者の続柄が確認できる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> （市外在住者が承継する場合）本籍記載の住民票	承継者
	問い合わせ先
	市民課
	☎ 0863-32-5523

## 7. その他



### 玉野市立図書館の利用者カードを持っていた

#### 手続き 利用者カードの返却

手続き詳細	期 限
玉野市立図書館を利用しており、貸出・返却に必要な「利用者カード」を持っていた場合、使用停止の手続きが必要です。「利用者カード」は返却してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 図書館利用者カード	ご遺族
	問い合わせ先
	玉野市立図書館 ☎ 0863-31-3712



### 農地を持っていた

#### 手続き 相続の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方から相続により農地を取得した場合、農業委員会への届出が義務付けられています。登記名義の変更は、法務局で手続きしてください。	権利取得を知った日から 10か月以内
必要なもの	手続き可能な人
なし	相続人
	問い合わせ先
	農林水産課 (農業委員会事務局) ☎ 0863-32-5561

## 市営住宅に住んでいた

### 手続き 入居承継申請の手続き、または住宅を明け渡す手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細は、お問い合わせください。 亡くなった方により、手続きが異なります。 (1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※ (2) 入居名義人が亡くなり、同居されていない方がいない場合 住宅を明け渡す手続き (3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合 異動の手続き (4) 連帯保証人または連絡先となっている方が亡くなった場合 変更の手続き ※入居承継申請ができない場合があります。 その場合、明け渡しの手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	都市計画課 ☎ 0863-32-5544

## 森林の土地を持っていた

### 手続き 森林の土地の所有者の届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方から相続により森林の土地を取得した場合、取得した森林の土地のある市町村長へ届出が必要です。 制度の詳細や届出様式は農林水産課の窓口や玉野市ホームページでご確認ください。	森林の土地の所有者となった日から90日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 当該土地の位置を示す地図 <input type="checkbox"/> 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面 (当該土地の登記事項証明書（またはその写し）または遺産分割協議書と目録の写しなど)	相続人
	問い合わせ先
	農林水産課 ☎ 0863-32-5502

## 亡くなった方が会社員だった場合

亡くなった方が働いていた勤務先へ、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	すみやかに	亡くなった方が働いていた勤務先に提出してください。
身分証明書(社員証など)の返却		保険証または資格確認書、勤務先から貸与を受けていたものなどを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入してください。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求		2年以内
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 お近くの年金事務所または保険年金課へご確認ください。</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

## 亡くなった方が個人事業主だった場合

亡くなった方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
 なお、事業承継する場合、相続の手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書 (消費税課税事業者)	すみやかに	税務署に提出してください。
事業廃止届出書 (消費税課税事業者)		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	玉野税務署 ☎ 0863-31-2131
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

# 市役所以外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	玉野警察署 ☎ 0863-32-0110 岡山県運転免許センター ☎ 086-724-2200
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・被爆者健康手帳	<input type="checkbox"/>	亡くなった方の住所地を管轄する保健所へご確認ください。	岡山県備前保健所 ☎ 086-272-3934
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	所得税・消費税申告 相続税の手続きなど	所轄の税務署 玉野税務署 ☎ 0863-31-2131
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	岡山地方法務局 岡山西出張所 ☎ 086-244-7111
普通自動車、125CC 超のバイク	<input type="checkbox"/>	名義変更や廃車など	中国運輸局 岡山運輸支局 ☎ 050-5540-2072
軽自動車	<input type="checkbox"/>	名義変更や廃車など	軽自動車検査協会 岡山事務所 ☎ 050-3816-3084
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

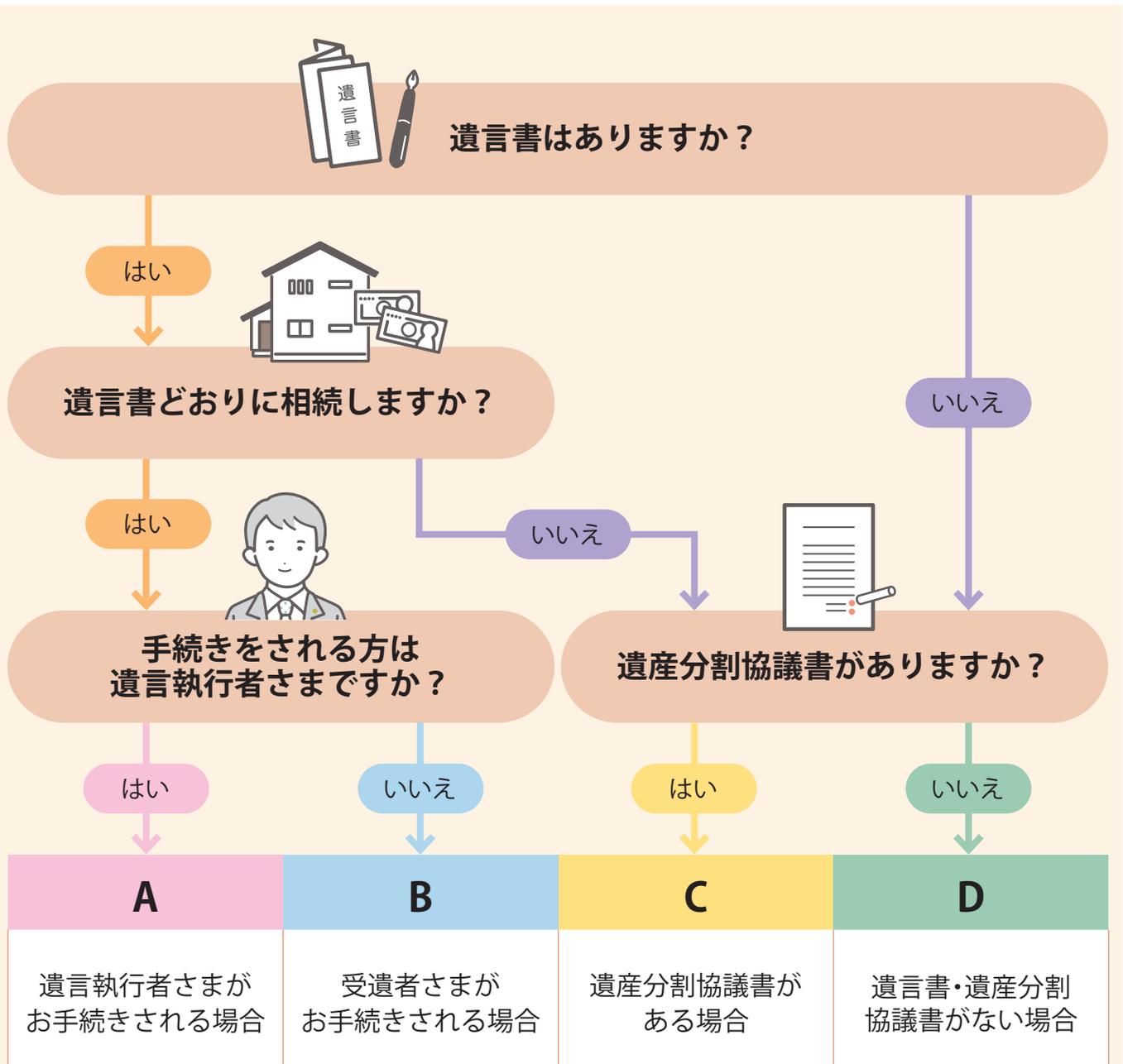
※手続きに必要な書類の中には、市で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにご確認いただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

## 口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

## 必要書類の準備



## 代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	亡くなった方の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	亡くなった方の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、亡くなった方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要です。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		亡くなった方の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要です。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	亡くなった方の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。



# 家系図 (3親等内の親族)

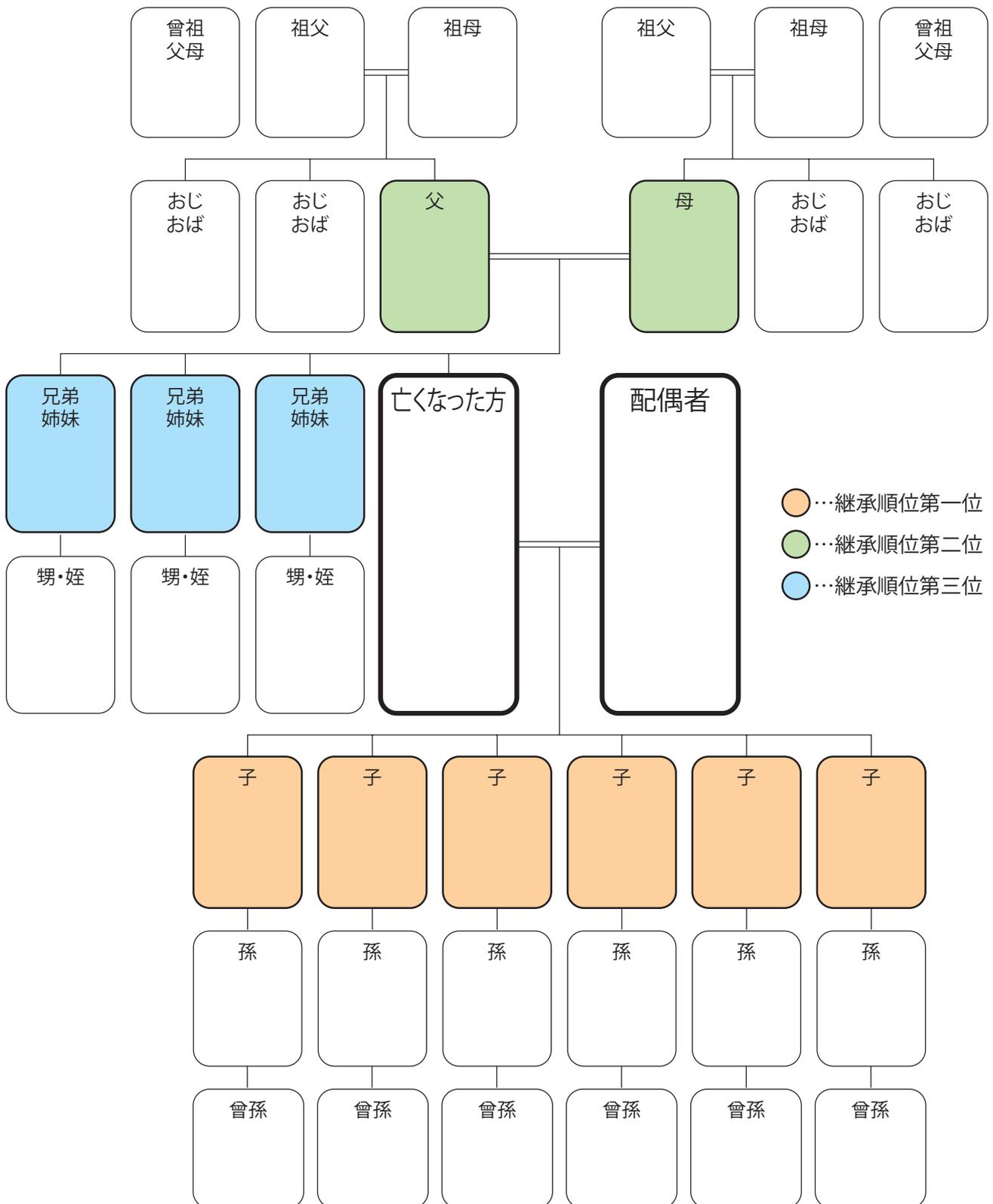
チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状



亡くなった方や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、亡くなった方名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 亡くなった方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年  
4月1日から

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

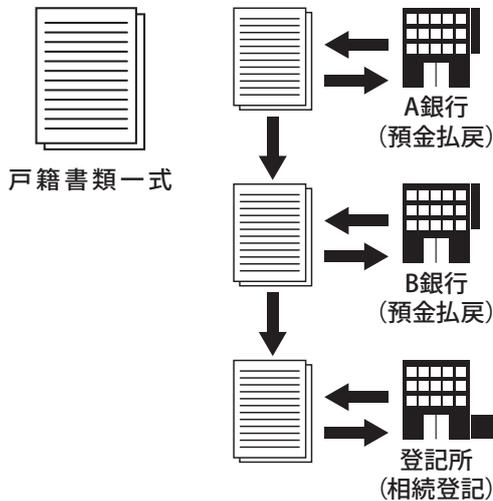
## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

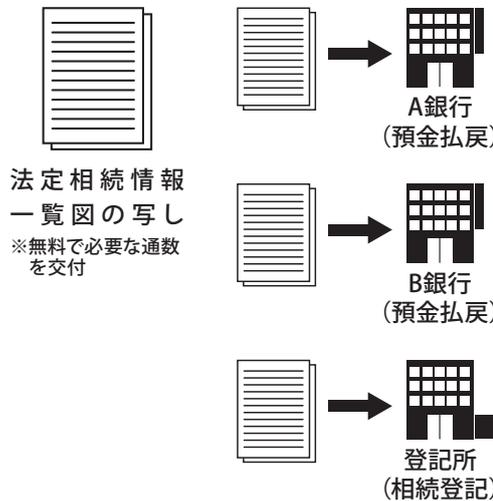
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所以外の主な手続き

相続について

委任状

# 委任状

## 代理人

住所

\_\_\_\_\_  
(方書・部屋番)

氏名

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 委任者

住所

\_\_\_\_\_  
(方書・部屋番)

氏名

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(宛先)玉野市長

- ※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。  
(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること
- ※日付を必ず作成してください。
- ※委任者本人が必ず署名してください。
- ※年金の手續きには、この委任状は使えません。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



倉敷本店

〒710-0834  
岡山県倉敷市笹沖1093-3  
TEL:086-422-4543

西大寺店

〒704-8192  
岡山県岡山市東区  
西大寺中野本町11-32  
TEL:086-942-5559

岡山店

〒700-0972  
岡山県岡山市北区  
上中野1丁目19-36  
TEL:086-241-1114

原尾島店

〒703-8256  
岡山県岡山市中区浜3丁目2-11  
TEL:086-271-7448

青江店

〒700-0944  
岡山県岡山市南区泉田21番地2  
TEL:086-233-8585

津山店

〒708-0842  
岡山県津山市河辺1158-18  
TEL:0868-26-3355

仏壇・お位牌・お墓・工事のことはまごころを込めてお手伝いいたします。

2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで  
ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン  
1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!  
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

すべて1クリック! 簡単な4つの質問でわかる!

- 法定相続人は何人いますか?
- 遺言書はありますか?
- 相続財産の種類を選択してください
- 相続税の申告は必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明を選択すれば手続きが確認できます。

オンライン1分  
無料診断は  
こちらから!



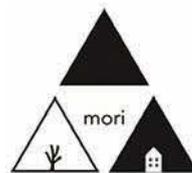
いい相続 1分診断

通話料無料

0120-992-467

受付時間 平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階



無料査定  
秘密厳守

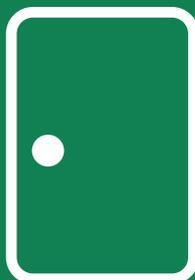
玉野市の方

売却など  
処分について  
知りたい

相続したが、  
どうすれば  
いい？

# おうちの お悩み 解決します！

家財も  
そのままけど、  
どうすれば  
いい？



令和6年4月1日より  
相続登記が義務化しました

空き家の売買ならお任せください  
地域密着型ならではの適切なアドバイス

司法書士や税理士などの士業、家財処分や建物解体業者とも連携して  
いますので様々な悩みをトータルでサポートいたします。

株式  
会社 **森総合事務所**

TEL. 0863-81-7775

営業時間 / 平日 8:30~17:30 土曜日 10:00~17:00  
定休日 / 日・祝日・第三月曜日

岡山県玉野市和田7丁目3番8号

FAX : 0863-81-7811

岡山県知事(5)第4811号

<http://www.mm-office.co.jp>

森総合事務所

検索



発行 玉野市  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2024年12月